

市内事業者を応援！ 市内事業者に向けた支援メニューの募集を開始します

ロボット導入による生産性向上や新技術・新製品の研究開発等を促進するため、補助事業の募集を開始しますのでお知らせします。

なお、様々な企業が活用しやすいよう制度内容について以下のとおり見直しを行いました。

1 制度内容（下線部は今年度から変更）

事業名	事業概要	活用事例
ロボット 導入補助金 【見直し】	生産性の向上を図るためロボットを導入する経費の一部を補助します。 【対象者】 市内の事業所において、ロボットを導入し生産性向上を図る事業者 【補助率】 中小企業者 2/3 以内、大企業 1/2 以内 【補助上限額】 <u>500万円</u> <u>※AI活用型の場合、1,000万円</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業用ロボットを活用した製造工程の自動化 ・配送ロボットやAGVなどを活用した工場や倉庫の物流自動化 ・ドローンを活用した点検や測量等の作業改善 など
中小企業 研究開発 補助金 【見直し】	新技術開発や新分野進出のための、研究開発に要する経費の一部を補助します。 【対象者】 市内に事業所を有し、単独又は共同で新技術・新製品開発を行う中小企業者等 【補助率】 1/2 以内 【補助上限額】 100万円 <u>※産学連携型・リーディング産業型の場合、150万円</u> <u>※チャレンジ型の場合、50万円</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな製品・システムの開発 ・大学等研究機関からの技術支援を受けて行う研究 ・ロボット、航空宇宙に関する開発 ・小規模事業者等が取り組む開発 など

2 募集期間

令和8年5月20日（水）から7月3日（金）まで

3 申請方法

申請書等を作成の上、郵送又はEメール等でご申請ください。

【申請先】

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市 環境経済局 経済部 産業支援・雇用対策課

ロボット・企業支援班 あて

電話（直通）：042-707-7154

メール：sangyou.k@city.sagamihara.kanagawa.jp

4 申請書類等

各制度の詳細については、別紙のチラシをご参照ください。

また、申請書類のダウンロード等については、次のサイト内をご確認いただき、ご不明点等がございましたら、産業支援・雇用対策課へお問い合わせください。

「相模原市ロボット導入補助金」について

(https://industry.city.sagamihara.kanagawa.jp/cat_info/robo/)



「相模原市中小企業研究開発補助金」について

(https://industry.city.sagamihara.kanagawa.jp/cat_info/kenkyu/)



【問合せ先】

産業支援・雇用対策課

電話（直通）042-707-7154



相模原市マスコットキャラクター さがみん

相模原市内企業の皆様へ



申請書類はこちらからダウンロードしてください

ロボット導入補助金

令和8年度 募集のお知らせ

様々なロボットを導入して、生産性を向上させてみませんか？



AI活用に関する類型を新設しました！

申請期限 | 令和8年 7月3日(金) 17時 必着

対象者

相模原市内事業所において、製造、梱包、仕分、配送等の工程にロボットを導入し、当該工程の生産性向上を図る事業者が対象です。

補助率

中小企業者 2/3以内 (中小企業者の範囲は、裏面参照)
大企業 1/2以内

**補助
上限額**

500万円/件
※ AI活用の場合、1,000万円/件 (詳細は、募集要領をご確認ください。)
※ 申請後、選考により審査結果及び補助金額を通知します。

**補助事業
実施期間**

令和8年 4月1日(水) から 令和9年3月15日(月) まで
※ 期間中に、ロボットの導入及び支払完了が要件となります。

**申請方法
申請先**

直接持参、Eメール又は郵送に限ります。(FAX不可)
〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市産業支援・雇用対策課
電話 042-707-7154(直通) メール sangyou.k@city.sagamihara.kanagawa.jp

●補助対象事業について

市内の事業所において、製造、梱包、仕分、配送等の工程でロボットを導入することにより生産性の向上を図る事業が対象となります。

●補助対象者の要件について

補助金の交付を受けることができる者は、相模原市内に事業所を有し、補助対象事業を市内で実施する事業者又は補助対象事業の完了日までに市内に事業所を移転し、若しくは新設し、補助事業を当該事業所で実施する事業者であり、市税の未納がない者とします。また、過去3年間に本補助金の交付を受けている場合には申請できません。

●補助対象経費について

補助対象となる主な経費については次のとおりです。(詳しくはお問い合わせください。)

※補助対象者が従業員に支払う直接人件費は対象ではありません。

ロボット導入経費	ロボットの購入又は賃借(ただし賃借の場合は、補助金交付年度に支出するものに限る。)、搬入、据付、調整等、ロボットの導入又は更新に要する経費
導入に伴う付帯経費	ロボットの導入又は更新に伴い必要となる、構築物又は既設の機械装置等の移設に要する経費、技術指導の受入に要する経費
その他	ここに掲げるものの他、市長が特に必要と認めたもの

●審査について

(1) 審査の基準

下記表の基準に基づいて審査を行います。

(2) 審査方法

外部専門家(学識経験者、技術専門家等)の意見を聞き、評価を行います。

(3) 審査結果の通知等

審査の結果(採択、減額での採択及び不採択)については、速やかに申請者に対して書面により通知します。また、採択された場合、申請者名及び事業計画名等を公表いたします。

ア 事業者評価	事業遂行に必要な能力・経営基盤、組織・人員体制
イ 技術評価	導入による実現目標、実施方法・内容の妥当性、導入技術の汎用性・波及効果、導入分野・工程の新規性や独自性
ウ 経理評価	自己資金の調達能力、管理体制及び処理能力、適正な予算編成
エ 加点項目	さがみはらロボット導入支援センターとの連携(自動化相談、自動化・ロボット活用講座への参加等)、地域Sierとの連携、地域Sier・市内企業の手本となる事例、過去採択実績がないこと、など

●その他

(1) 補助金は、原則として補助事業終了後に支払います。

(2) 当該事業に関する成果の公表などについて、市の求めに応じ協力しなければなりません。

(3) 中小企業者の範囲は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の各号のいずれかに該当する中小企業(ただし、みなし大企業を除く。)です。

(4) 申請する事業内容について他の補助金等を受けている場合、本補助金の交付を受けることはできません。



相模原市マスコットキャラクター さがみん

相模原市内中小企業の皆様へ
令和8年度 募集のお知らせ



申請書類はこちらから
ダウンロードしてください

中小企業研究開発補助金



① 一般型

補助上限額

100万円

② 産学連携型

③ リーディング産業型

(航空宇宙・ロボット)

補助上限額

150万円

④ チャレンジ型

補助上限額

50万円

申請期限 | 令和8年 7月3日(金) 17時 必着

対象者

相模原市内に事業所を有し、市内の研究開発拠点で新製品・新技術開発等の研究開発を行う中小企業者等

補助率

補助対象経費の 1/2以内

補助金額

① 50万円～100万円 / ②③ 50万円～150万円 / ④ 20万円～50万円
※申請後、プレゼンテーション形式の選考を行い、審査結果及び補助金額を通知します。

補助対象経費

令和8年 4月1日(水) から 令和9年 3月15日(月) まで
※期間中に支払完了までしたものに限ります。

申請方法
申請先

直接持参、Eメール又は郵送に限ります。(FAX不可)
〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市産業支援・雇用対策課
電話 042-707-7154(直通) メール sangyou.k@city.sagamihara.kanagawa.jp

★応募にあたっての注意点★

さがみはらものづくり企業支援サイトに掲載している
「募集案内」をよくご確認の上、申請してください

●補助対象事業について

補助対象事業は、市内中小企業者が自ら行う新製品・新技術等に関する研究開発です。
ただし、次の場合は対象となりません。

- ①研究内容が既に他において完成されたものと同じのものとみなされる場合
- ②申請者が研究開発を他に委託する場合(中小企業団体がその構成員である中小企業者に委託する場合を除く。)
- ③当該研究開発の目的以外の機械、器具等の購入(設備投資)のための申請とみなされる場合

●補助対象者の要件について

補助金の申請ができる者は、相模原市内に事業所を有し、補助対象事業に係る研究開発拠点が市内である中小企業者等であり、相模原市が課税する市税に未納がない者。なお、中小企業者とは次に掲げるものとしします。

- ①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定される中小企業者
- ②中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体(ただし、一部補助対象とならない団体等があります。)

※なお、株主や役員構成(例：発行株式の総数又は出資価額の2分の1以上が同一の大企業の所有)等により、補助対象者とならない場合があります。

※また、過去に本補助金の交付を受けた事業者については、交付を受けた年度の翌年度から3年間は当該補助金の申請をすることができません。

●審査について

(1) 審査の基準

- ①技術評価 (研究内容の新規性、必要性、研究要素等、研究開発の実施内容及びその方法)
- ②事業化評価(市場性、市場競争力やニーズ、事業化計画や成果の普及)
- ③経理評価 (企業の経営状況及び研究予算の適正) ※チャレンジ型は経理評価を行いません。

(2) 審査結果の通知等

審査の結果については、募集締切後、概ね1か月から2か月後に申請者に対して文書で通知します。また、採択された研究開発事業は、事業者名及びテーマ名等を市ホームページにて公表します。

●その他

- (1) 補助事業を実施した結果得られた工業所有権(特許権、実用新案権等)は補助事業者に帰属します。
- (2) 補助金の支払いについては、原則として補助事業終了後に支払います。
- (3) 同一内容の研究で国・県・市や他の公的機関の補助金等を受ける場合、本補助金を申請できません。
- (4) 審査経過及び審査結果に関する問い合わせには、応じられません。
- (5) 採択された場合でも、補助金申請金額に対して補助額が満額とならない場合があります。

★さがみはらものづくり企業支援サイト内に詳細を掲載しています！
募集案内や申請書類のダウンロード等は次のURL・二次元コードからご確認ください

URL : https://industry.city.sagamihara.kanagawa.jp/cat_info/kenkyu/

